

電気通信事業における個人情報保護指針

平成17年4月
財団法人日本データ通信協会
電気通信個人情報保護推進センター
(最終改正：平成22年11月17日)

はじめに

平成17年4月1日に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が全面施行されたのを受けて、財団法人日本データ通信協会は、電気通信事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、電気通信事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての電気通信事業者に対する情報の提供等の業務を行うこととし、平成17年4月12日、法第37条第1項に基づき認定個人情報保護団体として、総務大臣及び経済産業大臣の認定を受けた。

認定個人情報保護団体は、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての電気通信事業者に対する情報の提供を行うことを業務としており、その情報提供の一つの形態として、個人情報保護指針を作成し公表していくことが個人情報の適正な取扱いの確保に有効と考えられることを踏まえ、法は、認定個人情報保護団体に対して個人情報保護指針を作成し公表するよう努めることを求めている。

本指針は、認定個人情報保護団体たる当協会が、法第43条に基づいて、電気通信事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続等に関し、法及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号。以下「ガイドライン」という。）及びその解説（以下「解説」という。）の趣旨に沿ったものとして、作成し公表するものである。

電気通信事業分野においては、法第6条及び第8条に基づき、電気通信事業法第4条その他の規定の趣旨を踏まえ、すでに平成16年8月にガイドラインが告示されているところである。本指針は、電気通信事業者がガイドラインを適切に遵守できるよう、ガイドラインにおける利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続等の規定に関して、それぞれ好ましい事例、好ましくない事例、業務フローチャート、及び参考となる書式例等を示すなど個人情報の取扱いについての実務上の手引きとして作成したものであり、もって個人情報の特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある電気通信事

業分野全体の個人情報保護の水準の向上に資することを目的としている。

法は、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者に個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めることを求めており、対象事業者は、当然、この指針を守らなければならない。また、対象事業者となっていない電気通信事業者であっても、法及びガイドラインに基づく対応をするにあたり、この指針を参考にしていきたい。

[凡例]

(表記)	(正式名称)
法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
ガイドライン	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）
解説	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）の解説

(注)実線の枠内には、法及びガイドラインの条文又は解説を引用し、その下に趣旨や留意点等を説明している。また、好ましい事例及び好ましくない事例は破線の枠内に記述した。